

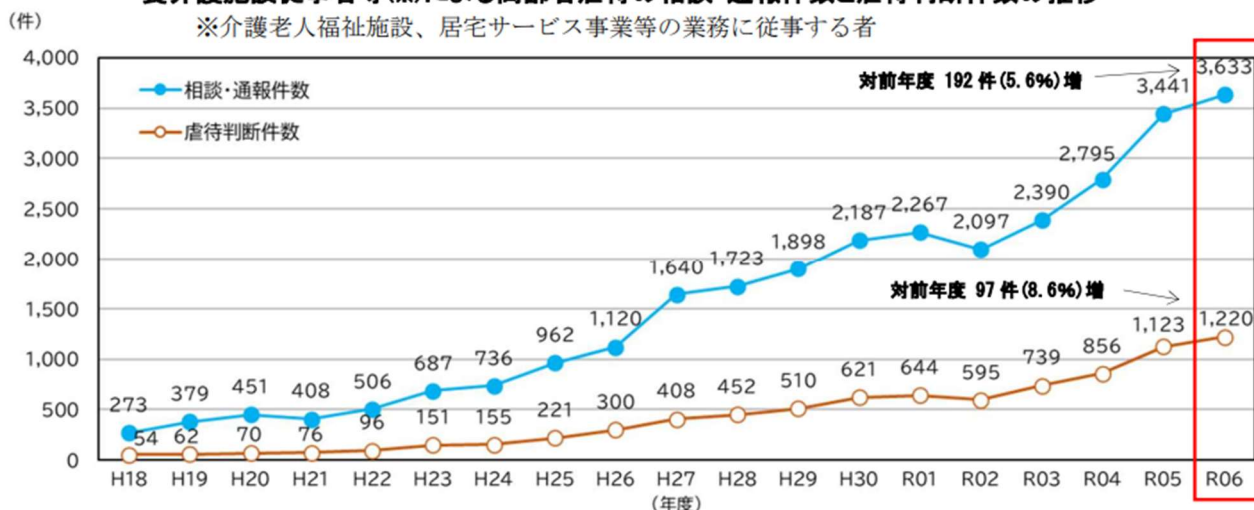
4 重点事項（高齢者虐待の防止・身体的拘束等の廃止）について

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号。以下、「法」という。）に基づく対応状況等に関する令和 6 年度の調査結果（令和 7 年 12 月 25 日厚生労働省発）」によると、養介護施設従事者等による虐待については、相談・通報件数 3,633 件（対前年度比 5.6%増）、虐待判断件数 1,220 件（対前年度比 8.6%増）といずれも過去最多となっています。養護者による虐待については、相談・通報件数 41,814 件、虐待判断件数 17,133 件と相談・通報件数は過去最多、虐待判断件数は横ばい傾向となりました。

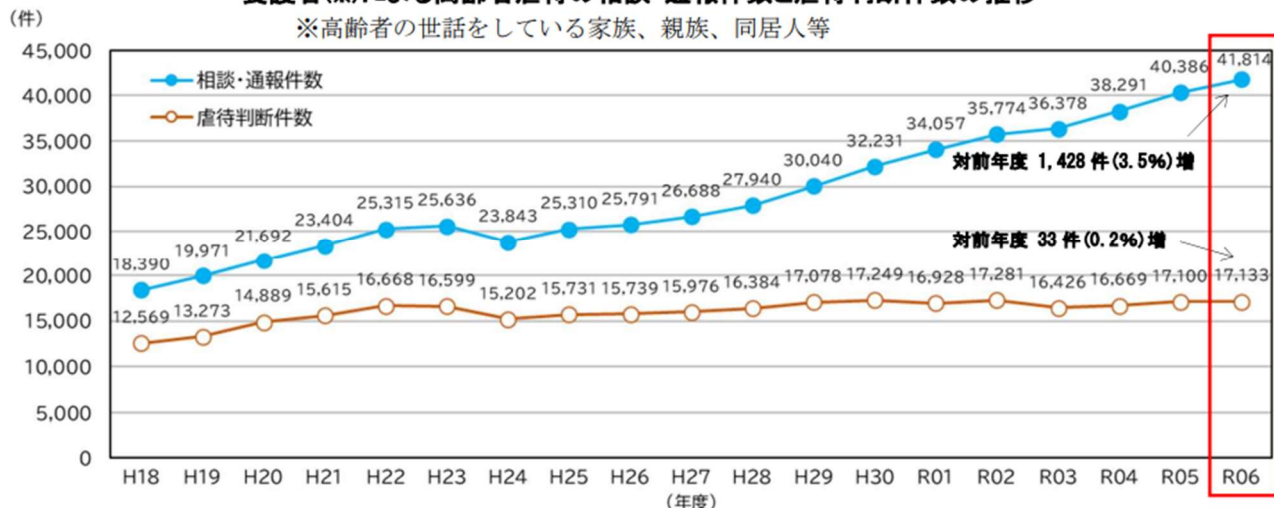
当該調査結果のほか、本市においても、高齢者虐待が疑われる通報が寄せられており、高齢者の尊厳を保持し適切なサービス提供を行うためには、より一層の対応の強化が必要です。

以下に、調査結果等のデータや虐待行為の具体例等を掲載いたしますので、ご確認ください。

養介護施設従事者等(※)による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移



養護者(※)による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移



（令和 6 年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果より）

① 高齢者虐待の防止・身体的拘束等の廃止について

過去の運営指導において、高齢者虐待の防止・身体的拘束等の廃止につながる「効果的な研修の機会の確保」、「働きやすい職場環境の整備」等の取組が数多く確認されております。一方、「基本的な知識の不足」、「事業所の体制の不備」に関する指摘事項があったことも事実です。

養介護施設従事者等による虐待の発生要因として、「虐待を行った職員の課題」区分に含まれる項目が上位を占めています。その中でも、要因として最も挙げられたのが「職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足（75.9%）」であり、次いで「職員の倫理観・理念の欠如（64.3%）」、「職員のストレス・感情コントロール（62.5%）」、「職員の性格や資質の問題（62.0%）」となっています。続いて、「組織運営上の課題」区分内の「職員の指導管理体制が不十分（61.9%）」などが挙げられています（下表参照）。

調査結果からは、虐待を防止するためには、適切な研修の実施や職場環境の改善といった事業所の取り組みが必要であることがわかります。

高齢者虐待を防止し、身体的拘束等を廃止するためには、虐待の発生要因にも目を向け、事業所として多角的な視点から対応を図っていくことが重要です。

【養介護施設従事者等による高齢者虐待の「発生要因」】（複数回答）

内容		件数	割合(%)
運営法人 (経営層) の課題	経営層の現場の実態の理解不足	526	43.1
	経営層の虐待や身体拘束に関する知識不足	391	32.0
	業務環境変化への対応取組が不十分	373	30.6
	経営層の倫理観・理念の欠如	247	20.2
	不安定な経営状態	75	6.1
	その他	32	2.6
組織運営 上の課題	職員の指導管理体制が不十分	755	61.9
	虐待防止や身体拘束廃止に向けた取組が不十分	676	55.4
	チームケア体制・連携体制が不十分	657	53.9
	職員研修の機会や体制が不十分	552	45.2
	職員が相談できる体制が不十分	521	42.7
	業務負担軽減に向けた取組が不十分	461	37.8
	職員同士の関係・コミュニケーションが取りにくい	461	37.8
	事故や苦情対応の体制が不十分	342	28.0
	高齢者へのアセスメントが不十分	337	27.6
	介護方針の不適切さ	282	23.1
	開かれた施設・事業所運営がなされていない	222	18.2
	その他	49	4.0
虐待を行 った職員 の課題	職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足	926	75.9
	職員の倫理観・理念の欠如	785	64.3
	職員のストレス・感情コントロール	763	62.5
	職員の性格や資質の問題	756	62.0
	職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足	717	58.8
	職員の業務負担の大きさ	499	40.9

	待遇への不満	142	11.6
	その他	28	2.3
被虐待高齢者の状況	介護に手が掛かる、排泄や呼び出しが頻回	653	53.5
	認知症によるBPSD(行動・心理症状)がある	613	50.2
	意思表示が困難	433	35.5
	職員に暴力・暴言を行う	205	16.8
	他の利用者とのトラブルが多い	102	8.4
	医療依存度が高い	100	8.2
	その他	87	7.1

※「令和6年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果（添付資料 表8）」

※都道府県が直接把握した事例を含む1,220件に対する調査。

「その他」には、「運営法人（経営層の課題）」では、経営層の知識・意識や運営方針、人材不足など

「組織運営上の課題」では、人材不足、虐待防止・対応体制の不備など

「虐待を行った職員の課題」では、職員の個人的要因、認識不足など

「被虐待高齢者の状況」では、性格傾向、介護拒否、意思疎通困難などが含まれる。

※「養介護施設従事者等」とは、介護老人福祉施設など養介護施設又は居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者。

※複数回答のあった事例を集計しているため、「件数」の合計は実際の件数と異なり、「割合（%）」の合計も100%にはならない。

② 高齢者虐待の防止・身体的拘束等の廃止に関する指摘事項

過去の運営指導において確認された指摘事項を以下に記載します。

高齢者虐待や身体的拘束等の半数以上の発生要因とされている「基本的な知識の不足」に関連するものが多く確認されました。

※以下、確認された不適切な事項は「●」、留意点を「◎」として掲載しています。

基本的な知識の不足

【指摘内容】

- 主な高齢者虐待の内容を把握していない。

【留意点】

- ◎ 高齢者虐待の主な内容として、「身体的虐待」、「介護放棄」、「心理的虐待」、「性的虐待」及び「経済的虐待」の5種類があり、それぞれの虐待に該当する行為について、具体例を通じて把握するようにしてください。
- ◎ 「何気なく発した言葉や態度が高齢者を傷付け、心理的虐待となってしまうこと」、「高齢者の安全のためと思ってベッドを4点柵で囲ったり、車いすにベルトで固定したりすることが、緊急やむを得ない場合（切迫性・非代替性・一時性）を満たしていなければ、身体的拘束等や身体的虐待となること」など、無意識や善意の行為であっても虐待となってしまうことがあります。
- ◎ 高齢者虐待の発生を防止するために、従業者一人一人の知識の習得が必要であると考え

られます。虐待防止のために、虐待に関するマニュアル等を整備し、定期的に研修で活用するなど、従業員の意識向上を図るよう努めてください。

- ◎ 令和6年度介護報酬改定により、虐待の防止に係る措置が義務化されています。虐待の防止のための対策を検討する委員会、虐待の防止のための指針、虐待の防止のための従業員に対する研修、虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者が必要とされています。

(高齢者虐待の例)

区 分	内 容 と 具 体 例
身体的虐待	暴力的行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。 【具体的な例】 ・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけど・打撲させる ・ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制をする／等
介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)	意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。 【具体的な例】 ・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある ・室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる ・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない ・同居人による高齢者虐待と同様の行為を放置すること／等
心理的虐待	脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与えること。 【具体的な例】 ・排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う ・侮辱を込めて、子供のように扱う ・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する／等
性的虐待	本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。 【具体的な例】 ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ・キス、性器への接触、セックスを強要する／等

経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由無く制限すること。 【具体的な例】 ・ 日常生活に必要な金銭を渡さない／使わせない ・ 本人の自宅等を本人に無断で売却する ・ 年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する／等
-------	---

【指摘内容】 ● 入浴や排泄時の異性介助が虐待に当たる場合があるという認識がない。 【留意点】 ◎ 異性介助が虐待に当たる場合があるという認識を持ち、ケアに当たることが必要です。入浴や排泄の異性介助は、それを不快に感じる利用者もいます。こうした利用者に本人の意思を無視して異性介助が繰り返し行われた場合、心理的虐待になる可能性があります。 ◎ このため、利用者の意向を十分に確認した上で介助することや、異性介助とならない勤務シフトを組むなどの配慮が必要です。
--

【指摘内容】 ● 身体的拘束等が禁止されている理由を理解していない。 ● 身体的拘束等に関する内容が、運営基準に明文化されたことを把握していない。 【留意点】 ◎ 身体的拘束等が禁止されている理由について、「基準で禁止されているからいけない。」という理解ではなく、「利用者本人にとって身体的・精神的・社会的弊害をもたらし、利用者の自立を阻害する行為」という認識を持つ必要があります。 （身体的拘束等によってもたらされる弊害） 身体的弊害 ・ 関節の拘縮、筋力の低下といった身体機能の低下や圧迫部位の褥瘡の発生などの外的弊害 ・ 食欲の低下、心肺機能や感染症への抵抗力の低下などの内的弊害 ・ 転倒や転落事故、窒息などの大事故を発生させる危険性 精神的弊害 ・ 本人は縛られる理由も分からず、人間としての尊厳を侵害 ・ 不安、怒り、屈辱、あきらめなどの精神的苦痛、認知症の進行やせん妄の頻発 ・ 家族に与える精神的苦痛、罪悪感や後悔 社会的弊害 ・ 看護、介護職員自身の士気の低下 ・ 介護保険施設等に対する社会的な不信及び偏見を引き起こす ・ 身体拘束による本人の心身機能の低下はその人の QOL をも低下させる ・ さらなる医療的処置を生じさせ、経済的にも影響を及ぼす ◎ 身体的拘束等は、その廃止自体を目的として考えるのではなく、身体的拘束等の廃止に取り組むことをきっかけとして、利用者の個々の生活に着目し、生活のリズムを整えるため、その人に合った5つの基本的なケア（起きる・食べる・排泄する・清潔にする・活動す

る)を徹底し、ケアの質の向上につなげていくことが大切です。

- ◎ 身体的拘束等をもたらす弊害について正しい知識を持ち、実際に身体的拘束等を行わざるを得ない状況となっても、拘束を最小限にとどめることが求められます。
- ◎ 令和6年度介護報酬改定により、施設サービス等だけでなく、居宅サービス等においても身体的拘束等に関する基準が明文化されました。身体的拘束等を行うことが起こりにくいサービスにおいても、基準の把握に努めてください。

【指摘内容】

- 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う際の「3要件(切迫性・非代替性・一時性)」を理解していない。

【留意点】

- ◎ 身体的拘束等は「緊急やむを得ない場合」を除き、行ってはならないこととされています。身体的拘束等を行うことは、緊急やむを得ないと認められる場合で、「切迫性」、「非代替性」、「一時性」の3つの要件を全て満たしているケースに限られます。
- ◎ なお、3つの要件を全て満たしているかどうかについては、身体的拘束等適正化検討委員会など、チームでの検討を踏まえた上で判断する必要がある、実際に身体的拘束等を行うこととなった場合には、その態様や時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等を記録しなければなりません。

(身体的拘束等を例外的に行う場合の取扱い)

- ① 3つの要件を全て満たしていること

切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

非代替性：身体的拘束等その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。

一時性：身体的拘束等その他の行動制限が一時的なものであること。

- ② 身体的拘束等に関して、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録すること。

【指摘内容】

- 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の記録について理解していない。

【留意点】

- ◎ 身体的拘束等を行う場合の記録様式を事業所で整備し、緊急やむを得ずに身体的拘束等を行った場合は記録に残す必要があります。
- ◎ 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合、「その態様及び時間」、「その際の利用者の心身の状況」、「緊急やむを得ない理由」を記録しなければならないことになっています。また、身体的拘束等の開始後も利用者の日々の心身の状態等を観察し、必要に応じて実施中の身体拘束の必要性や方法に関する再検討を行い、記録に加える必要があります。
- ◎ 記録については、ケアスタッフ、事業所、利用者家族等の関係者で共有し、身体拘束実施後の利用者の心身の状態を見守り、より良いケアにつなげていくための判断資料の一つとすることが求められます。

【指摘内容】

- 虐待発生時の通報先を把握していない。

【留意点】

- ◎ 「職員が利用者を虐待した（疑いがある）場合」、「利用者家族等による虐待を目撃した（疑いのある状況を目撃した）場合」、いずれも本市への通報が必要です。
- ◎ 職員による虐待は市介護事業支援課、養護者による虐待は地域包括支援センター及び各区障害高齢課等が通報先となっています。虐待発生時の事業所の対応を円滑に行うためにも通報先を把握してください。

（高齢者虐待の通報先となる市の関係部署）**<職員によるもの>**

- ・ 介護事業支援課：施設指導係（214-8318）、居宅サービス指導係（214-8192）

※閉庁日等に利用者の生命に関わる緊急事案等を通報する場合は、市役所代表番号（261-1111）

<養護者（利用者家族等）によるもの>

- ・ 各区障害高齢課：青葉区（225-7211）、宮城野区（291-2111）、若林区（282-1111）、
太白区（247-1111）、泉区（372-3111）

- ・ 宮城総合支所障害高齢課（392-2111）、秋保総合支所保健福祉課（399-2111）

※いずれも代表番号

事業所の体制の不備**【指摘内容】**

- 身体的拘束等を行っているが、実施前の検討記録がなく、また、身体的拘束等の早期解除に向けての意識や取組が不十分となっている。

【留意点】

- ◎ 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合、利用者やその家族、担当の介護支援専門員や利用しているサービスの担当者等で、3要件などの身体的拘束等の必要性を検討する必要があります。
- ◎ 身体的拘束等が必要と判断した場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しなければなりません。
- ◎ また、身体的拘束等の開始及び解除の期間を定め、身体的拘束等の早期解除に向け、身体的拘束等の必要性や他の対応方法等について検討してください。なお、実施期間についてはできるだけ短く設定し、漫然と身体的拘束等を続けることがないようにしてください。
- ◎ 管理者の異動、職員の退職等により人員体制に変更が生じた場合であっても、身体的拘束等の早期解除に向けての意識や取組が不十分なものとならないよう、施設、事業所内での情報共有や体制の整備を徹底し、上記の検討や記録等が不十分なものとならないようにしてください。

【指摘内容】

- 虐待発見時の対応方針が周知されていない。

【留意点】

- ◎ 虐待発見時の事業所の対応としては、速やかに市町村の担当部署等への通報が必要になるため、そのための体制を整えてください。
- ◎ 発見時の対応方法について事業所内で検討し、共有することで、事業所全体で迅速かつ円滑に対応を進めていくことが可能となります。また、事業所内での検討や話し合いを重ねることで、高齢者虐待全般に関する意識を高めることにもつながります。
- ◎ 虐待を受けた利用者はもちろん、虐待を行った職員、虐待を発見した職員、同居家族等の関係者の心のケアも必要となります。高齢者に対する虐待は、「知識や技術の不足」、「ストレス」が主な発生要因になっており、虐待を行った者に対する適切な対応を取らなければ、虐待が繰り返されてしまう危険もあるからです。
- ◎ 発生要因の解消に向けて、研修等による知識の習得に加え、職員のメンタルケアを組織的に実施するなど、職場におけるストレスの軽減を図る取り組みも有効です。

【指摘内容】

- 高齢者虐待防止・身体的拘束等に関する研修を実施していない。

【留意点】

- ◎ 高齢者虐待防止や身体的拘束等に関する研修は、定期的の実施する必要があります。前述のとおり、養介護施設従事者等による高齢者虐待の半分以上は、高齢者虐待や身体的拘束等に関する「知識や技術の不足」に起因しています。
- ◎ 高齢者虐待や身体的拘束等は、知識や技術の不足により無意識に行うこともあり得るため、適切な知識や技術を持って、日々のケアを振り返ることが大切です。計画的に研修を実施し、必要な知識や技術を学ぶ場を確保するようお願いします。

【指摘内容】

- 高齢者虐待防止や身体的拘束等に関するマニュアルが不十分な内容となっている。

【留意点】

- ◎ 虐待防止マニュアルには、「高齢者虐待防止法」、「虐待の5類型」、「発見時の対応」「通報の義務」及び「不利益な取扱いの禁止」等の内容を記載してください。なお、「発見時の対応」には、虐待発生時の通報先を記載し、いざという時に速やかに対応できるようにしてください。マニュアルとは別に発見時の対応フローを作成しておくことも効果的です。
- ◎ 身体的拘束等に関するマニュアルには、「身体拘束にあたる具体的な行為（11項目の例示）」、「3つの弊害」、「5つの基本的なケア」、「3要件」、「緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合の流れ」等の内容を記載してください。併せて、身体的拘束等を実施する場合の様式（同意書、記録用紙、議事録等）も整備してください。

【参 考】

◆基準省令

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）第23条第3号及び第4号（指定訪問介護の具体的取扱方針）、第30条第3項（勤務体制の確保等）、第37条の2（虐待の防止）

◇解釈通知

指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号）第 3 の一の 3 の(13)（指定訪問介護の基本的取扱方針及び具体的取扱方針）、第 3 の一の 3 の(21)（勤務体制の確保等）、第 3 の一の 3 の(31)（虐待の防止）

★そ の 他

介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き（令和 5 年度老人保健健康増進等事業 介護施設・事業所等における身体拘束廃止・防止の取組推進に向けた調査研究事業）